

菊池市告示第174号

菊池市長と語る会実施要綱を次のように定める。

令和7年8月6日

菊池市長 江 頭 実

菊池市長と語る会実施要綱

(目的)

第1条 市長が直接市民と懇談することにより、市民と行政の相互理解を一層深め、市民参加のまちづくりを積極的に進めることを目的として、菊池市長と語る会(以下「語る会」という。)を開催する。

(対象団体等)

第2条 語る会の対象団体は、語る会における出席者が市民10人以上となる団体又はグループ(以下「団体等」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当する団体等とする。

- (1) 行政区
- (2) まちづくり団体
- (3) 各種サークル
- (4) その他市長が認める市内の団体等

2 前項の規定にかかわらず、団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、対象団体としない。

- (1) 菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員の統制下にある、若しくはそれらに関連する団体等であるとき。
- (2) 特定の政党を支持し、又は政治的活動を行う団体等であるとき。
- (3) 宗教活動又は営利を目的とする団体等であるとき。

3 語る会の開催は、1団体等(母体を同じくする団体を含む。)につき年間1回限りとする。

(開催日等)

第3条 語る会の開催日は平日とし、懇談の時間は90分間以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(実施方法)

第4条 語る会の開催を希望する団体等は、地域が抱える課題、市政に対する提言その他の懇談のテーマを設定し、市長と語る会開催申込書(別記様式)に所定の事項を記入の上、原則として開催希望日の60日前までに市長に提出しなければならない。

2 語る会の開催日時及び場所は、前項の規定による申込みをもとに、市と団体等との調整により決定するものとする。

3 語る会の開催に当たり、会場の準備は団体等が行うものとし、会場使用料等を要する場合は、団体等が負担するものとする。ただし、市の判断により公共施設を利用し実施する場合は、この限りでない。

4 語る会における司会進行は、市と団体等との協議により決定するものとする。

5 語る会への市の出席者は、市長のほか、市長が必要と認める職員とする。

6 語る会の実施に当たっては、自由な雰囲気での懇談できるよう、団体等と市がそれぞれ互いに配慮するものとする。

7 語る会は、質疑又は意見交換をする場とし、一方的な要求又は苦情については議題としないものとする。

(公表)

第5条 語る会における懇談の概要については、必要に応じて、市のホームページ等により公表するものとする。

(庶務)

第6条 語る会の庶務は、政策企画部市長公室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、語る会の開催に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。